

2022年度（令和4年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2022年度（令和4年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2022年（令和4年）11月16日（水）10時00分～11時00分
福山市役所議会棟4階 理事者控室

3 出席者

委員	大島委員長，沼田委員，内田委員，堂前委員（計4名）
関係部課長	（市長部局等） 建築部長，建設政策課契約担当課長，環境施設課長，農林整備課長，営繕課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，管財契約課長，管路整備課長，管路整備課下水道担当課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2022年度（令和4年度）4月から2022年度（令和4年度）10月末までの契約状況について，建設政策課契約担当課長から次の通り説明を行った。

「2022年度（令和4年度）4月から2022年度（令和4年度）10月末までの福山市発注分の入札件数は480件で，落札率は89.63%，上下水道局発注分の入札件数は158件で，落札率は89.44%であり，落札率は福山市，上下水道局とも前年度から上昇している。要因としては福山市発注分は予定価格が10億円以上の大型案件，上下水道局発注分は予定価格が1.5億円以上の大型案件の落札率が上昇したことによるものである。」

続いて，2022年（令和4年）4月1日から2022年（令和4年）9月30日までの間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 箕島排水機場燃料タンク更新工事
- ② 福山市立戸手小学校校舎解体工事
- ③ 西部清掃工場プラント設備改修工事

- ④ 配水管布設工事（配整４－２）
- ⑤ 下水道施設改築工事（４－２６）

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 箕島排水機場燃料タンク更新工事	
Q 1	① 本工事は入札参加者が１者と少数である。入札参加者が少数であった理由は何か。 ② 本工事の入札資格要件を満たしている業者として、何社程度を見込んでいたか。
A 1	本工事は、箕島排水機場にある燃料タンクの老朽化に伴い、燃料タンクの更新工事を行うものである。 入札参加者が１者のみになった理由については、入札参加者が工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えている。 本工事で求めた、同工種（機械器具設置工事）を有し福山市内に本店を有する者を条件とし、この条件を満たした入札参加資格を有する者は、入札前の事前の調査で、２８者程度把握していた。
Q 2	本工事の契約業者は(株)福山メンテナンスであるが、実際の工事も下請業者ではなく、(株)福山メンテナンスが行っているということか。
A 2	本工事は現在施工中であるが下請はなく、(株)福山メンテナンスが直営で行うと聞いている。
抽出案件② 福山市立戸手小学校校舎解体工事	
Q 3	① 本工事を総合評価方式とした理由は何か。また、「福山市建設工事総合評価方式試行要綱」第３条のどれに該当するか。 ② 調査基準価格及び失格基準価格はいくらか。 ③ 各入札参加者の技術評価点は何点か。
A 3	① 本件は、敷地内で学校を運営しながら行う解体工事であることから、安全管

	<p>理や学習環境への配慮など、工事が運営に与える影響を最小限に抑える配慮を要する工事であり、現況の周辺道路や敷地への進入口は、工事車両の進入に当たり、児童の通学等の動線と重複近接するなど、安全管理等に特別な配慮が求められる。また、工事場所から幹線道路の間は、沿道に住宅が建ち並ぶ生活道路で、工事車両通行の安全管理はもとより、振動、騒音等環境対策にも配慮が求められる。</p> <p>施工技術に関しては、一般的な鉄筋コンクリート造の学校建築物の解体工事であり、一定程度の施工能力は要するものの、特別な施工技術を要するものではないと判断される。こうしたことから、簡易な施工計画を求める必要はなく、同種・類似工事の経験等と入札価格を一体として評価する「特別簡易型」とすることが適当と考える。</p> <p>また、本工事の総合評価方式は福山市建設工事総合評価方式試行要綱第3条第1号に該当する。</p> <p>② 調査基準価格及び失格基準価格については、資料の6ページの入札結果表の調査基準価格の欄に記載のとおり調査基準価格は132,869,727円、失格基準価格は調査基準価格の95%で126,226,241円である。</p> <p>③ 各入札参加者の技術評価点については、同じ入札結果表の評価値の欄に記載のとおりである。</p>
Q 4	<p>本件については、調査基準価格を下回ったため、低入札調査を実施しているが、この調査基準価格はどうやって決められるのか。</p>
A 4	<p>調査基準価格については、事前に公表している工種別の算定式に基づいて算出している。</p>
Q 5	<p>入札する業者は調査基準価格を知っており、それを下回った時は低入札調査されるとわかった上で、その金額で入札しているということか。</p>
A 5	<p>調査基準価格の算定式は公表しているもので、その通りである。</p>
Q 6	<p>本案件で入札した8者の入札価格が全体的に低めの傾向があるが、解体工事に何か特殊性があるのか。落札率が低くなった理由は？</p>
A 6	<p>大規模な解体工事であり、受注意欲の高さから競争性が増したことで、総合評価方式ということで、低入札調査で落札決定する可能性が高かったことも要因として考えられる。</p>

	<p>また、解体工事の特殊性について、通常建設業は物を作る工事であり、そこに創意工夫をする中で利益の大小に影響する。解体工事は、仮設や現場管理等施工プロセスの上での創意工夫はあるが、最終的に何もなくなるという点が通常の建設工事とは異なり、競争性が増す要因の一つと考えられる。</p>
Q 7	<p>公式通り積算すると予定価格程度の金額になるが、実際に施工しようとするとき最終的に何もなくなる工事のため、費用が抑えられるということか。</p>
A 7	<p>他の工事と比較すればそういった解体工事としての特殊性はあると思う。</p>
Q 8	<p>解体工事の特殊性と本工事の特殊な周辺状況が影響し、このような入札状況になったとの理解で良いか。</p>
A 8	<p>本工事は幹線道路から現場までの経路が非常に狭隘で、交通誘導員の配置等に創意工夫の余地があり、仮設計画に重点が置かれるべき工事でもあり、その点を重視して発注方法を総合評価方式としたものである。各業者もそういった点を検討して応札したと思われる。</p>
Q 9	<p>各業者は自社の評価値（技術評価点）というものを知っているのか。自社の評価値（技術評価点）がわかり、他社の値（技術評価点）がわかれば、自社の評価値（技術評価点）が一番高い者は、他社に勝てる1円安い金額で入札すれば低入札調査の結果どうなるかわからない部分もあるが、基本的に落札できるということになりはしないか。</p>
A 9	<p>公告時に評価項目と評価基準については公表しているので、自社の技術評価点は把握しており、その上でいくらで入札するか考えることはできるが、他社の技術評価点までは把握できないため、正確な自社の優位性があらかじめわかるということはないと思う。</p>
<p>抽出案件③ 西部清掃工場プラント設備改修工事</p>	
Q 10	<p>① ごみ処理プラント設備の特殊性は何か。 ② 以前の委員会で、随意契約においては、業者の見積もり等を参考に予定価格を設定するケースがあると伺った。本工事について、予定価格設定方法及び契約に至るまでの見積もり徴取の回数を示されたい。</p>
A 10	<p>① 本工事は、西部清掃工場におけるプラント設備機能維持と機能回復を目的と</p>

	<p>する改修工事である。</p> <p>プラント設備の特殊性については、焼却炉をはじめ、燃焼空気を送る送風設備、運搬するコンベヤ設備及び排ガス処理設備など、多種多様な設備で構成されている。それら全てが汎用品ではなく、メーカーの独自技術の設備であり、福山市のごみ量及びごみ質に合わせた特注品でもある。また中央制御室からの指令で連動して動いており、他社の製品が入ると処理の制御システムが連携できなくなり、適正に焼却する事ができなくなる。</p> <p>② 設計価格については、整備項目ごとに一般的な材料等は建設物価の単価を採用し、特殊品や特殊工事については機械材料の多くに汎用標準品がないことから当該業者から聴取した見積書を参考に精査し、単価を決定した。</p> <p>また、労務単価については国土交通省が発表している労務単価を採用し、諸経費については全国簡易水道協会の水道事業実務必携に基づき算出した。</p> <p>予定価格の設定は設計価格である。契約に至るための見積り徴取回数については、3回目で落札した。</p>
Q11	<p>今回、ごみ処理プラントの工事が何件かあったが、それぞれのプラントで使われている機械等設備は違いがあり、それぞれに特殊性があるということか。</p>
A11	<p>メーカーごとに違いがあるということである。</p>
Q12	<p>当初設計の時に今後のライフサイクルコストも加味して業者を決定するという決定方式だと随意契約にならざるを得ないという印象を受けた。当初設計や建設の時に、今後のメンテナンス等を含めたプランを聞いた上で業者を決める流れになるのか。</p>
A12	<p>当時は設計金額を作り、その金額ベースで落札したと思われる。現在は環境施設課が管理している汚泥再生処理センターや現在工事中の次期ごみ処理施設については建設工事に加えて運転管理やメンテナンスを含めた総合的な内容で入札しており、指摘されたような点は対応できていると考えている。</p>
Q13	<p>通常あり得ないと思うが、もし設計した業者が何らかの理由で改修工事が行えなくなった場合はどうなるのか。</p>
A13	<p>理由にもよるが、会社自体がなくなる場合でも、どこか事業を承継する会社が</p>

<p>Q14</p> <p>A14</p>	<p>出てくると思われるので、そういった所に依頼することになる。それぞれの設備については設計した業者しか書類等を持っておらず、特許部分もあったり、市に提出されていない部分も多々ある。そういったものを承継してくれる業者と随意契約を結ぶことになるか、あるいはそれが公開される場合は一般競争入札も考えられ、個々のケースに応じて考えて行かざるを得ない。</p> <p>先程の例の続きで、例えば本案件ではないが、番号11の工事を落札しているJFEエンジニアリング(株)は今回指名除外を受けている。除外期間が長くなり工事を受注できないということになるとどうなるか。</p> <p>今回は随意契約なので、そういった特殊な事例があれば指名除外期間中でも契約できる。</p>
<p>抽出案件④ 配水管布設工事(配整4-2)</p>	
<p>Q15</p> <p>A15</p>	<p>① 本工事は入札参加者数が1者と少数である。入札参加者が少数であった理由は何か。</p> <p>② 開札日が同日の案件(番号73)がある。番号73も相対的に規模の大きい工事であり、入札参加者は2者となっている。番号73, 74の工事は、工事施工箇所が「福山市駅家町地内」となっており、隣接の現場であると思われる。大規模工事を同時期に発注するに当たり、入札参加者数についてどのように予測していたか、また、結果的に入札参加者が少数であったことについてどのように評価しているか。</p> <p>③ 他の配水管布設工事を見ると、入札参加者数が多い印象を受ける。福山市駅家町地内の配水管布設工事について、工事を分割しなかった(できなかった)理由は何か。</p> <p>本工事は、福田浄水場の廃止に伴い、千田浄水場から駅家町、芦田町、新市町へ送水するための基幹配水管を布設する工事の一つであり、2024年度末までに配管工事を完了するため、2018年度から計画的に発注しているものである。</p> <p>工事の発注に当たっては、総合評価方式特別簡易型による特定建設工事共同企業体での入札とし、代表構成員(A群)として施工実績のある入札参加資格を有する者は、10者を確認している。</p> <p>工事場所は、国道486号で車両の交通量が多く、大型店舗や飲食店もあり、より一層の安全対策・管理や地元調整が必要となる。</p> <p>さらに、開削により布設する水道管の管径は、350mmと大口径管である</p>

	<p>ため、管の吊り下ろしや接合に時間を要し、土留工の設置も必要となることと、国道を横断する管径650mmの推進工事があり、工事の施工に手間を要するため、応札を敬遠したものと考えられる。</p> <p>また、同時に発注した配水管布設工事（配整4-3）についても、福田浄水場廃止に伴う工事であり、総合評価方式特別簡易型による特定建設工事共同企業体での入札とし、入札参加資格を有する者は、29者を確認している。</p> <p>工事場所は、同じ国道486号で、上記工事より東へ約1,000m離れた場所であり、同様に、交通量や店舗、飲食店等の対応が必要となる。</p> <p>そのため、配水管布設工事（配整4-2）と同様に、工事内容、施工場所、施工条件などを勘案して、業者が応札を敬遠したものと考えられる。</p>
Q16	<p>配水管布設工事とひと言で言っても色々な規模の工事があると思うが、今の説明だと基幹管路の配水管だから、工事の内容から言って分割すると逆に非効率という状況があるということか。</p>
A16	<p>その通り。布設する場所が国道486号であり、大変日頃から交通量も多い所で、施工箇所が増えるとより車両の交通に混乱を招く恐れがあるので、計画的にそのことも考慮して発注している。</p>
Q17	<p>他にも色々な配水管布設工事の案件があるが、何十者も応札があるような配水管布設工事というのは一般管路の工事であったり、小規模な工事であったりと同じ配水管布設工事といっても工事の施工内容が全然違うということか。</p>
A17	<p>その通り。</p>
Q18	<p>今ちょうど福田浄水場を廃止して小規模化にするため、基幹管路の工事も出てくるということで、それが終われば基本的に今後は一般管路とか耐震化に手を付けていくのか。こういう大規模な案件は徐々に減っていくのか。</p>
A18	<p>その通り。</p>
Q19	<p>共同企業体とした理由は何か。一者ではなく複数でというのはどういった理由なのか。</p>
A19	<p>設計金額が1億5,000万を超えているので、基本、水道施設工事の発注は、入札参加資格がAランク業者のみの対象となるが、市内にはAランク業者が一者し</p>

	<p>かおらず競争性の確保ができないので、取扱要綱に基づき共同企業体発注としている。</p>
Q20	Aランクとどこかが一緒にやるということか。
A20	水道施設工事のAランク業者は、市内に一者のみで競争性が確保できないため、共同企業体の結成要件として、Aランク・Bランク若しくはBランク・Bランクの組合せにより、入札参加者数を増やし競争性を発揮できるようにしている。
Q21	B・BでもAとみなすというような話か。
A21	その通り。
抽出案件⑤ 下水道施設改築工事（４－２６）	
Q22	<p>随意契約の理由として、「早急に仮設配管で排水を行い、その後、新設管の設置を必要とする緊急工事」とある。本工事の施工箇所は「福山市草戸町五丁目地内」とある。福山市草戸町五丁目における下水道管渠仮設工事は「(随意契約)番号4 下水道管渠仮設工事(沖野上草戸線)」で実施されているようだが、両工事の関係性を踏まえて、本工事を随意契約とした理由を教えてください。</p>
A22	<p>本工事は、草戸町五丁目地内において下水道管（HP1,000mm）が破損して閉塞したため汚水が流れない状況となったことから、その破損した管を撤去して新設管を布設する工事である。</p> <p>破損した管路は、津之郷・山手地区の汚水を流域下水道へ排水するための重要な幹線であり、復旧するまでの間、排水経路を変更して合流区域へ流入させている状況であることから、雨天時には合流区域への流量が増え、側溝等の排水が出来ず、溢水することで発生する浸水被害の可能性がある。また、先に実施した下水道管渠仮設工事（沖野上草戸線）（番号4）で設置した仮設ポンプによって汚水処理を行っているが、ポンプの不具合や停電等によって、再び排水不良となる場合も考えられるため、早期に機能回復する必要があることから随意契約をおこなった。</p>
Q23	配布された写真付き資料では、左側が「下水道管渠仮設工事」（沖野上草戸線）というのが4番目の工事、右側が5番目の工事という理解で良いか。

A23	その通り。
Q24	仮設をしたといっても本当に一時的なものだから、入札をしているような時間ではなく、早急に正式な工事をする必要があり随意契約をしたとの理解でよいか。
A24	その通り。
Q25	工事場所は同じということか。全くの素人だが、下水道の管渠の工事ではポンプを使用し、ポンプで送るといった内容になるのか。
A25	工事場所は同じである。今回の閉塞原因は、芦田川を渡って山手地区、津之郷地区からポンプによって圧送された汚水がマンホールに落ちる際に硫化水素が発生したことによって管路が損傷したもので、全国的に同様な事象が、ポンプで圧送した所にはよく見られ、この様な事象が発生した場合には、仮設ポンプでの対応が必要となる。
Q26	随意契約にした理由のところ、特殊工法である、いわゆる薬液注入の話になるが、これは具体的に地盤改良みたいな、そういうことが懸念されるので、ということか。
A26	草戸町地内は地下水位が高く、結構軟弱な地盤で、地下水の影響を考慮して工事を行う必要がある。このような土質に矢板を打つ時には、土砂によって再度管が閉塞しないよう地盤改良して矢板を施工していくので薬液注入が必要となる。
Q27	契約台帳を見ると変更契約をしているようだが、何を変更したのか。
A27	土砂で閉塞している状況であるため着手前には調査できない状況にあった。そのため、掘ってみて下水道管の損傷状況を確認し、再度、工法の検討が必要となったため、工期延期の変更契約を行った。
Q28	支払うお金自体は変わらなくて、工期を延ばしたということか。
A28	その通り。

Q 29	契約台帳を見ると恐らく下請にも出していると思うが、この特殊工法の専門知識とか技術力を持っているかどうかというのはどうやって判断するのか。
A 29	過去の推進工事で薬液注入工法を行った上下水道局内の工事实績を調べた結果、市内業者である（株）伊予建設が、同様の特殊工法による、建設工事の一次下請・二次下請けでの施工実績が確認できたため、特殊工法の専門知識と技術力を有する業者と判断した。
Q 30	過去の実績から判断しているということか。
A 30	その通り。
以上	

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2022年（令和4年）4月1日から2022年（令和4年）9月30日の間に指名除外措置をした4事案4者（市長部局分）の状況について、建設政策課契約担当課長が報告し、指名除外措置（上下水道局分）の対象となる者がいなかったことについて、管財契約課長が報告した。

報告内容に対する主な質疑応答は、次のとおりである。

指名除外措置運用状況についての報告	
Q 1	今回、J F Eエンジニアリング(株)の使用人が逮捕されたが、法的には逮捕されただけであれば有罪かどうか分からない状況だと思うが、逮捕された時点で除外になるのか。
A 1	福山市建設工事等指名除外基準要綱では、逮捕又は起訴の時点としている。なお、県外や他の機関の発注による公共工事である場合は、本市は広島県の対応に準じた措置を行っている。
Q 2	逮捕・起訴の段階で除外になり、その後有罪となった場合に、改めて除外の措置はとらないのか。
A 2	重ねての措置はとっていない。
以上	

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について
2023年（令和5年）5月下旬の予定
- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について
2022年（令和4年）10月から2023年（令和5年）3月までを対象とし、
引き続き入札監視委員を務めた場合には大島委員長が担当する。